森林環境譲与税の譲与基準の見直し を求める意見書(案)

年 月 日

衆 議院議 長 参 議 院 議 長 内閣総理大臣 あ 7 総 務 大 臣 財 務 大 臣 農林水產大臣

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

昨年4月、温室効果ガスの排出削減や災害防止等を図るため、森林環境税及 び森林環境譲与税が創設され、間伐や人材育成・担い手の確保、木材の利用促 進や普及啓発等、地方が直面している森林現場の課題に対応するための新たな 財源として活用が期待されている。

しかしながら、森林環境譲与税は、総額の10分の5を私有林人工林面積、10分の2を林業従事者数、10分の3を人口で案分して譲与するとされていることから、森林面積が少ないにもかかわらず人口が突出して多い大都市に対する配分額が過度に高くなっているのではないかとの問題点が指摘されている。

また、国は先般、森林の保水力低下に伴う洪水氾濫や山腹崩壊等に加え、停電の原因となる倒木等に対応するため、森林環境譲与税を増額し森林整備を促進させることを発表したが、現行の譲与基準を維持したままでは、早急な整備を必要とする森林を抱える地方自治体への適正な配分が行われず、防災上の観点から森林整備を促進する財源としての趣旨を損なうことが懸念される。

よって、本県議会は、国会及び政府において、森林整備をより効果的に推進するため、森林環境譲与税について、林業に係る財政需要の大きい地方自治体に対し、より多く配分がされるよう、譲与基準の見直しを行うことを強く要請する。